

長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務  
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

要領は、「長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務
- (2) 業務内容 「長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里整備検討業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに
- (3) 業務期間 契約締結の日から令和9年3月22日まで

3. 見積額の上限

見積額の上限は、27,819,000円(消費税額及び地方消費税額を含む。)とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5. スケジュール

公募開始	令和7年5月 1日(木)
質疑受付締切	令和7年5月12日(月)
質疑に対する回答(ホームページ)	令和7年5月14日(水)
参加申込書の提出期限	令和7年5月19日(月)
参加資格審査結果通知	令和7年5月21日(水)
企画・技術提案書の提出期限	令和7年5月28日(水)
ヒアリング審査	令和7年6月 3日(火)

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする

- (1) 令和7年度の長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令(平成22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (3) 長浜市入札参加停止基準要綱(平成24年長浜市告示第16号)に基づく入札参加停止措置を現に受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 管理技術者は、技術士(「建設部門」または「総合管理部門」)の資格を有すること。

- (6) 管理技術者及び担当技術者は、公告日の前日から起算して前 10 年以内に、国または、地方公共団体が発注した PPP (パブリック・プライベート・パートナーシップ)に関する業務を完了した実績を有する者を配置すること。

## 7. 説明会

説明会は実施しない

## 8. 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問書 (様式 3 号) により、電子メールにより提出すること。  
※必ず電話等で送信した旨伝え、担当課において着信したことを確認すること。  
※電話、口頭またはファクシミリによる質問は受け付けません。
- (2) 期 限 令和 7 年 5 月 1 2 日 (月) 午後 4 時 3 0 分まで (必着)
- (3) 提 出 先 長浜市役所 未来創造部北部政策局北部政策課 担当者 草野・富田  
メールアドレス hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp
- (4) 回答方法 令和 7 年 5 月 1 4 日 (水) 頃までに長浜市ホームページにて公開する。なお、質問者の公表はしない。

## 9. 参加申込の手続

### (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、参加申込書(様式 1)に下記の書類を添付して提出すること。

ア 業務実施体制書(業務サポート体制を含む) A 4 様式指定なし

イ 配置予定技術者履歴・業務実績書 A 4 様式指定なし

※ 6 参加要件の(5)、(6)が確認できる資格、業務名称、発注先(テクリス登録番号)が明示されていること。

- (2) 提出期限 令和 7 年 5 月 1 9 日 (月)
- (3) 提出時間 午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 3 0 分まで (必着)
- (4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、18. 担当部局 (事務局兼務) までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

### (5) 提出先

下記「18. 担当部局 (事務局兼務)」のとおり。

## 10. 参加資格審査

参加申込書 (様式 1)、業務実施体制書、配置予定技術者経歴・業務実績書等で参加資格を確認できたものには参加資格審査確認結果通知書を令和 7 年 5 月 2 1 日 (水) にメールにより通知する。

## 11. 企画・技術提案書の提出

### (1) 提出書類

参加資格審査確認結果通知書により提案者として認められたものは、本実施要領、仕様書及び長浜市契約規則等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ① 表紙（指定様式なしA4判）
  - ・ 正本には、委託業務名、提案者名を記載すること。
  - ・ 副本には、委託業務名のみ記載し、提案者名は記載しないこと。
- ② 業務実施体制書（業務サポート体制を含む・指定様式なしA4判）
- ③ 配置予定技術者経歴・業務実績書（指定様式なしA4判）
  - ・ 本要領6（5）、（6）が確認できること。
- ④ 企画・技術提案書（指定様式なし）
  - ・ A4判10枚以内（文字サイズは10.5ポイント以上）  
（上記のうち、図・表はA3判可。ただしA4判に折り込むこと。）
- ⑤ 見積書（指定様式なしA4判）・・・金額には消費税等を含めた金額を記載すること。
- ⑥ 見積内訳書（指定様式なしA4判）

(2) 提出期限 令和7年5月28日（水）午後4時30分まで（必着）

(3) 提出時間 午前9時00分から午後4時30分まで

(4) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、18. 担当部局（事務局兼務）までに到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については提出者のリスク負担とします。

(5) 提出先

下記「18. 担当部局（事務局兼務）」のとおり。

(6) 提案内容仕様書の内容に基づき、次の内容について提案すること。

- ① 本業務を実施するにあたっての提案者の実施体制及び技術力について
- ② 本業務を実施するにあたっての担当技術者の経験及び能力について
- ③ 本業務を実施するにあたっての業務フロー・工程計画について
- ④ 本業務を実施するにあたっての取組方針・実施手法・配慮すべき事項について
- ⑤ 本業務を実施するにあたっての提案の独自性・実現性等について
- ⑥ 本業務を履行するにあたって必要な費用（見積金額）

(7) 留意事項

- ① 企画・技術提案書の提出後における書類の追加、修正及び再提出は認めない。
- ② 企画・技術提案書の内容は、提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。
- ③ 仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断により本業務に必要であると思われる業務がある場合は、提案できることとする。ただし、これに係る経費は提出する見積書に含むものとする。

## 12. プロポーザルの辞退

資格要件を有する者が、本プロポーザルを辞退する場合は、令和7年5月28日（水）までに18. 担当部局（事務局兼務）まで辞退届（様式2）を提出すること。なお、本プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後に不利益な扱いを受けるものではない。

### 1 3. 審査方法及びヒアリング日程

#### (1) 選定方法

候補者の選定にあたっては、長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里等整備検討業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、本要領及び仕様書等に基づき提出された企画・技術提案書等により審査を行います。審査項目ごとの評価の視点、指標及び配点は、別添「審査項目」を参照してください。

#### (2) ヒアリング審査基準

選定委員会の審査においては、次のとおり提案者からヒアリングを行い、提案内容を総合的に審査します。なお、ヒアリングは次のとおり実施します。

- ① ヒアリング日程は、令和7年6月3日（火）を予定しています。時間や場所等の詳細については、別途連絡します。
- ② 提案者あたりの説明時間は提案者の自己紹介等を含み20分以内とし、質疑応答は、10分程度とします。
- ③ 審査は、提出された企画・技術提案書等に基づいて審査します。
- ④ 説明の順番は、企画・技術提案書等を受け付けた順とします。
- ⑤ 説明は企画・技術提案書に記載した内容に限り、追加の説明資料等は認めないものとします。
- ⑥ 提案者が1者であっても、本公募型プロポーザルは成立するものとします。
- ⑦ プレゼンテーションソフトを利用して説明する場合、使用するデータをCD又はDVDに保存し、提案書類と併せて提出してください。パソコン・プロジェクター・スクリーンは市が準備します（パソコンに搭載しているプレゼンテーションソフトは、「Microsoft Office PowerPoint2019」です。）。なお、プレゼンテーションソフトの使用は、審査を受ける上での絶対条件ではありません。

### 1 4. 審査結果

- (1) 通知方法 ヒアリング審査を受けた全ての申請者に文書にて通知します。
- (2) 通知時期 令和7年6月26日（木） 予定

### 1 5. 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画・技術提案書の提出は1者につき1案とします。

### 1 6. 情報公開及び提供

市は、提案者から提出された企画・技術提案書等について、長浜市情報公開条例（平成18年長浜市条例第17号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本公募型プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

## 17. その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とします。

緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を長浜市に請求することはできません。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が見積上限額を超過した場合

キ 提案審査において最低基準点を評価点が下回った場合

### (4) 著作権等の権利

企画・技術提案書等の著作権は、当該企画・技術提案書等を作成した者に帰属するものとします。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画・技術提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

### (5) 申請者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

## 18. 問い合わせ先

長浜市役所 未来創造部北部政策局北部政策課 担当者 草野、富田

滋賀県長浜市木之本町木之本1757番地2 北部合同庁舎

電話番号 0749-82-5960

FAX番号 0749-82-3956

E-mail [hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp](mailto:hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp)

様式1

令和7年〇〇月〇〇日

(宛先)  
長浜市長

住所(所在地)  
商号又は名称  
代表者職名  
代表者氏名

### 参加申込書

令和7年5月1日付けで企画・技術提案募集のありました下記業務のプロポーザルについて、参加を申込みします。

なお、当該業務の実施要綱に定める参加資格要件については、全て満たしていることを誓約いたします。

### 記

- 1 業務の名称 長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里等整備検討業務
- 2 入札参加資格 令和7年度 長浜市競争入札参加有資格者名簿に登録

あり なし

### 3 添付書類

- ア 業務実施体制書(業務サポート体制を含む) A4様式指定なし
- イ 配置予定技術者履歴・業務実績書 A4様式指定なし
- ※6 参加要件の(5)、(6)が確認できる書類

### 【連絡先】

所属 長浜市役所 未来創造部北部政策局北部政策課  
氏名 担当者 草野、富田  
電話番号 0749-82-5960  
FAX番号 0749-82-3956  
E-mail hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp

様式2

令和7年〇〇月〇〇日

(宛先)

長浜市長

住所(所在地)  
商号又は名称  
代表者職名  
代表者氏名

### 辞退届

過日、下記業務の企画・技術提案に係るプロポーザルについて、参加承諾書（又は参加申込書）を提出しましたが、このたび都合により参加を辞退いたします。

### 記

業務の名称 長浜市ウッディパル余呉及び妙理の里等整備検討業務

### 【連絡先】

所属	長浜市役所 未来創造部北部政策局北部政策課
氏名	担当者 草野、富田
電話番号	0749-82-5960
FAX番号	0749-82-3956
E-mail	hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp

様式3

令和7年〇〇月〇〇日

(宛先)

長浜市長

住所(所在地)  
商号又は名称  
代表者職名  
代表者氏名

【対応者】

所属 長浜市役所  
未来創造部北部政策局北部政策課  
氏名 担当者 草野、富田  
電話番号 0749-82-5960  
FAX番号 0749-82-3956  
E-mail hokubu-seisaku@city.nagahama.lg.jp

質問書

長浜市ウッドパル余呉及び妙理の里等整備検討業務に関し、次の事項について質問します。

【No. 】

実施要領、仕様書等の別	
質問事項にかかる実施要領等のページ	
質問事項にかかる実施要領等の具体的箇所	
質問事項 (具体的)	

※用紙が不足する場合は、コピーして使用ください。

※質問は、1項目ごとに記載ください。

【No. 】

実施要領、仕様書等の別	
質問事項にかかる実施要領等のページ	
質問事項にかかる実施要領等の箇所	
質問事項（具体的）	

【No. 】

実施要領、仕様書等の別	
質問事項にかかる実施要領等のページ	
質問事項にかかる実施要領等の箇所	
質問事項（具体的）	